

札介保（指）第 19516 号
令和 2 年（2020 年）3 月 6 日

各介護サービス事業者
各介護保険施設設置者 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課事業指導担当課長

記録の保存に係る「完結の日」の解釈の変更について

本市介護保険事業の推進につきまして、日ごろからご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、各介護サービス事業所及び介護保険施設が作成される記録につきましては、本市の各基準条例において、通常の記録については「完結の日から 2 年を経過した日」までの保存を、報酬請求に係る記録については、「当該記録に係る介護給付があった日から 5 年を経過した日」、若しくは「完結の日から 2 年を経過した日」と「当該記録に係る介護給付があった日から 5 年を経過した日」の遅い日まで保存するよう定めております。

本市では、この「完結の日」を、「利用者のサービスが終了した日（契約の終了日）」として指導してきましたが、利用者の契約期間が長期化した場合、事業所及び施設において記録の保管スペースの確保が困難となることから、下記のとおり「完結の日」の解釈を変更することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更内容

「完結の日」の解釈について、従来の「利用者のサービスが終了した日（契約の終了日）」から、「当該記録の作成目的が果たされた日」に変更します。

具体的には、苦情対応記録や事故報告書等の記録については、「当該記録に係る対応が終了した日」とし、計画書やサービス提供記録等の報酬請求関係書類については、「当該記録に係る介護給付があった日」とします。（詳細は別表参照）

この変更により、契約終了前であっても、保存年限を経過した記録を廃棄することが可能となります。

2 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

3 留意点

(1) 上記の解釈変更により保存義務期間が短縮されますが、法人等の判断により、これを上回る期間保存すること（従来の保存期間を維持する等）は構

いません。

- (2) 事業所等の運営規程に記録の保存期間を明記している場合で、かつ今回の解釈変更により記載を変更する場合、保存期間のみの変更であれば、変更届の提出は不要です。重要事項説明書や契約書に保存期間を明記している場合は、運営規程と表現をそろえてください。

なお、今回の見直しは「完結の日」の解釈の変更ですので、以前から、「完結の日から5年間保存」等、「完結の日」の表現を用いて記載している場合は変更不要です。

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課事業指導係・施設指導係
Tel : 211-2972 Fax : 218-5117